

令和4年2月7日

新居浜市長 石川 勝行 様

新居浜市廃棄物減量等推進審議会

会長 尾崎 恵

「家庭ごみの一部有料化及び事業ごみの手数料変更計画(案)」について(答申)

令和3年12月10日付け新市ご第276号により諮問のあった標記事項について、次のとおり答申します。

家庭ごみの一部有料化は、第六次新居浜市長期総合計画及び新居浜市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画において、取り組むべき課題として取り上げられています。

本審議会は、人口減少・少子高齢化が進行する中、将来にわたり持続可能なごみの適正処理を確保するためには、改めて「今」有料化を導入し、ごみ減量・3Rの推進を加速させることが必要であると考えます。

このようなことから、また、本市のごみ排出状況、本審議会の令和元年10月3日の答申を踏まえ、計画案のとおり、まずは、直接搬入ごみ及び大型ごみ戸別収集の有料化を速やかに導入することが適当です。

ただし、有料化導入に当たっては、ごみ減量の有効性と市民の受容性のバランス、不法投棄の懸念等も考慮の上、手数料設定の再検討も必要と考えます。

以上の観点を踏まえ、また、次に掲げる留意事項にもご配慮いただき、計画案に沿って家庭ごみの一部有料化等を進められるよう答申します。

有料化実施に当たっての留意事項

①リバウンドの防止

ごみ有料化によるごみの減量をリバウンドさせることなく効果的に持続させるために、有料化と併せて、これまで推進してきたごみ減量施策をさらに充実させ、総合的に講ずること。

②不法投棄等への対策

不法投棄や野焼きの増加が懸念されることから、その防止対策を強化すること。

③ごみステーションへの不適正排出対策の充実

ごみステーションに不適正に排出されたごみに係る対策を充実し、管理する自治会等の負担を緩和すること。

④地域環境維持活動への配慮

ごみステーションの管理上出てくるごみ、ボランティア清掃によるごみなど、地域環境の維持・美化に資する非営利活動に伴うごみの施設への直接搬入については、手数料の減免など配慮をすること。

⑤積極的な情報発信

ごみ有料化の実施に当たっては、実施の背景や目的などについて十分に説明をし、市民・事業者の理解と協力を得るため、広報誌等による周知の徹底と併せて、自治会への説明会等、可能な限りきめ細かな説明を行うこと。

⑥環境教育による意識啓発

幼年期から、ごみの減量、持続可能な社会への意識啓発を行うため、小中学校等と連携した環境学習を推進すること。

⑦民間資源化ルートの活用と事業系ごみの削減

リサイクル可能な紙、金属、木くず等は民間資源化ルートに誘導し、さらなるリサイクルを進めること。合わせて、家庭系ごみだけでなく、事業系ごみの削減も図ること。

⑧料金の決済方法の検討

事業者が支払う料金の後納制度等、効率的な決済方法の導入を検討すること。

⑨減量効果等の検証と公表

有料化実施後は、定期的に減量効果等を検証し、データを公表することとし、減量の効果が不十分と認められる場合は、料金体系の見直しや新たな減量施策の検討を速やかに行うこと。

⑩さらなるごみ減量の取組

今後においても、段階的な取組として、定期収集の有料化等、さらなるごみ減量の取組について検討すること。